

約款・規程集の一部改正：（第11章 外国証券取引口座約款）

下線部分変更新

新	旧
<p>第15条（受渡日等）</p> <p>取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>②外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日目</u>とします。</p> <p>付則</p> <p>この改正は、令和元年7月16日から施行する。</p>	<p>第15条（受渡日等）</p> <p>取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① （省略）</p> <p>②外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日目</u>とします。</p>

以上